南丹市長 西村 良平 様

南丹市監査委員 川面 通夫南丹市監査委員 木村 裕

令和5年度定期監査報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

記

- 1. 監査年月日 令和5年8月22日から令和6年3月25日まで
- 2.監查執行者 南丹市監查委員 川面 通夫 南丹市監查委員 谷尻 昌史 南丹市監查委員 木村 裕
- 3. 監査対象部課 市長公室 企画財政課、秘書広報課

総務部総務課、人事課、税務課、監理課、危機管理対策室

地域振興部情報課、地域振興課、市民協働室

市 民 部 市民課、環境課、人権政策課

福祉保健部福祉相談課、社会福祉課、高齢福祉課、

子育て支援課、保健医療課、地域医療室

農林商工部農業推進課、農山村振興課、商工課、観光交流室

土木建築部都市計画課、道路河川課、営繕課

上下水道部 経営総務課、上水道課、下水道課

教育委員会教育総務課、学校教育課、社会教育課

出納課、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局

4. 監査の対象

主要事務・事業並びに修繕料については一件 100 万円以上、委託料については一件 100 万円以上、指定管理委託料については一件 1,000 万円以上、工事請負費については一件 500 万円以上、備品購入費については一件 50 万円以上、負担金、補助金及び交付金については一件 20 万円以上、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金については一件 100 万円以上の事業に係る財務に関する事務の執行を監査の対象とした。

5. 監査の実施内容

所管課ごとに事前に提出された資料に基づき、監査対象事業の執行状況等を聴取するとともに関係書類の提示を求め、収入事務、支出事務、契約事務等の財務に関する事務の執行が、適正に行われているかどうかを着眼点として監査を実施した。また、抽出により支出状況を事前に調査し、事務処理に誤りが無いかについても調査した。

6. 監査の結果

実 施 日 令和5年8月22日

対 象 課 人権政策課 市民課 環境課

実施日 令和5年9月8日

対 象 課 教育総務課 学校教育課 社会教育課

実施日 令和5年9月25日

対 象 課 企画財政課 秘書広報課

実施日 令和5年10月12日

対 象 課 経営総務課 上水道課 下水道課

実施日 令和5年10月24日

対 象 課 監理課 危機管理対策室 議会事務局

実施日 令和5年11月15日

対 象 課 税務課 総務課 人事課

実施日 令和5年11月27日

対 象 課 都市計画課 道路河川課 営繕課

実施日 令和5年12月25日

対 象 課 商工課 観光交流室

実施日 令和6年1月15日

対 象 課 地域医療室 保健医療課 福祉相談課

実 施 日 令和6年1月25日

対 象 課 農業推進課 農山村振興課

実 施 日 令和6年2月13日

対 象 課 高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課

実 施 日 令和6年2月26日

対 象 課 情報課 地域振興課 市民協働室

実施日 令和6年3月25日

対 象 課 農業委員会事務局 出納課 監査委員事務局

所定の調書等に基づき説明を受け監査を行った結果、各課定期監査時点における特段 の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

子育て支援課において保育料の過大徴収(2020年度から2022年度)が発覚した件について確認した結果、制度の理解不足と確認不足が原因とのことであった。

このことは組織全体において共通することであり、どの部署においても注意し対応すべきこととして常に肝に銘じて適正な事務執行を願いたい。